

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

整理番号	商号又は名称	住所	期間	要領適用条項	理由	発生場所
1	新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店	名古屋市中区大須1-7-11	令和7年4月3日 から 令和7年11月2日 まで (7か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)	公正取引委員会は、令和7年3月24日に、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、新明和工業株式会社始め5者に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。（内1者は排除措置命令のみ）また、IHI運搬機械株式会社に対して、違反事実の認定を行った。 したがって、違反事業者の内、本組合の入札参加資格を有する新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店、住友重機械搬送システム株式会社大阪支社及びIHI運搬機械株式会社に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	—
2	住友重機械搬送システム株式会社大阪支社	大阪府大阪市北区中之島2-3-33				
3	IHI運搬機械株式会社	東京都中央区明石町8-1				